

1月12日現在、事業復活支援金の申請情報はまだ出てきません。。。

1月9日に恒例の新春自動車パレードを行いました。当日はあいにくの雨でしたが、インボイス制度の中止訴えやコロナ関連の相談は民商へと十日町から津南町まで宣伝をしてまいりました。



改正電子帳簿保存法の施行がされています。メールで貰った請求書などの書類の保存形態が変わる？

1月1日以降は電子データで授受した請求書や領収書を紙に出力して保存することは禁止され、データでの保存が義務付けられます。データ化が出来れば紙での保存が必要なくなるなどの変更点があります。詳しくは自主計算パンフを参考下さい。

雇用保険マルチジョブホルダー制度（高年齢被保険者の特例）の制度が始まりました。

先日ニュースにも書きましたがこの1月より改正雇用保険法が施行されました。65歳以上の副業者でも労働時間を合算して週20時間以上であれば、雇用保険に加入できるようになります。申請の方法など詳しくは事務局まで相談ください。

労働保険事務組合より

労働保険料の3期分の納入のお知らせをお送り致しました。口座振替の方は1月31日（月）に引落としになりますので口座に入金を、現金納付の方も同日までに民商まで支払いを宜しくお願い致します。

雇用保険の資格取得・喪失の届忘れはありませんか？（季節雇用も）昨年・今年に入り「従業員を雇い入れた」又は「退職・転職」でまだ雇用保険の手続きをしていない事業所は事務局までお願いします。

年末調整書類の期限について

給与支払報告書（総括表と個人別明細書）の提出期限は、1月31日（月）です。パート、アルバイトや令和3年中に退職された方の給与支払報告書も併せてご提出忘れな様に。源泉所得税に関しては納期特例の承認を受けている事業所は1月20日（木）となります。